

○美唄市医療費助成条例施行規則

(昭和 49 年 3 月 30 日規則第 4 号)

改正	昭和 53 年 1 月 25 日規則第 3 号	昭和 53 年 4 月 5 日規則第 19 号	昭和 53 年 12 月 20 日規則第 37 号
	昭和 58 年 2 月 1 日規則第 1 号	平成元年 9 月 9 日規則第 27 号	平成 4 年 3 月 31 日規則第 6 号
	平成 6 年 12 月 26 日規則第 39 号	平成 10 年 3 月 25 日規則第 9 号	平成 10 年 6 月 26 日規則第 22 号
	平成 11 年 3 月 29 日規則第 7 号	平成 13 年 1 月 22 日規則第 2 号	平成 13 年 2 月 19 日規則第 3 号
	平成 13 年 6 月 25 日規則第 27 号	平成 14 年 10 月 3 日規則第 2 号	平成 15 年 9 月 30 日規則第 24 号
	平成 16 年 6 月 21 日規則第 25 号	平成 17 年 3 月 31 日規則第 1 号	平成 17 年 6 月 15 日規則第 22 号
	平成 17 年 10 月 31 日規則第 34 号	平成 18 年 3 月 28 日規則第 1 号	平成 18 年 9 月 27 日規則第 33 号
	平成 19 年 10 月 29 日規則第 37 号	平成 20 年 4 月 1 日規則第 12 号の 2	平成 20 年 12 月 18 日規則第 21 号
	平成 21 年 3 月 19 日規則第 9 号	平成 23 年 5 月 26 日規則第 2 号	平成 23 年 7 月 15 日規則第 28 号
	平成 24 年 4 月 1 日規則第 2 号	平成 26 年 3 月 20 日規則第 7 号	平成 26 年 7 月 8 日規則第 2 号
	平成 28 年 3 月 22 日規則第 7 号	平成 28 年 8 月 1 日規則第 26 号の 2	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美唄市医療費助成条例(昭和 49 年条例第 6 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による一部負担金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 受給者の属する世帯全員が市町村民税非課税の場合は、初診時一部負担金(医科診療に係るときは初診 1 件につき、580 円、歯科診療に係るときは初診 1 件につき、510 円、柔道整復師に係るときは初診 1 件につき、270 円)とする。

(2) 前号以外の一部負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 67 条第 1 項第 1 号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する被保

険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 14 条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第 1 項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず 44,400 円とし、令第 14 条第 3 項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第 15 条第 3 項の規定にかかわらず 12,000 円とする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による一部負担金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 受給者の属する世帯全員が市町村民税非課税の場合は、初診時一部負担金（医科診療に係るときは初診 1 件につき、580 円、歯科診療に係るときは初診 1 件につき、510 円）とする。

(2) 前号以外の一部負担金は、法第 67 条第 1 項第 1 号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料及び食事療養標準負担額を除く。）に相当する額から令第 14 条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第 1 項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず 44,400 円とし、令第 14 条第 3 項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第 15 条第 3 項の規定にかかわらず 12,000 円とする。

3 医療費が条例第 5 条第 2 項に規定する乳幼児等に係る医療費助成の対象である場合は、第 1 項の規定を準用しない。

（一部負担金と基本利用料の合算）

第 2 条の 2 前条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号の場合であつて、受給者が条例第 2 条第 8 号に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

（所得基準額）

第 3 条 条例第 3 条第 3 項第 4 号から第 6 号までに規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表第 1 によるものとする。

（受給資格の認定申請）

第 4 条 条例第 4 条の規定により認定を受けようとする者は、重度心身障がい者医療費受給資格認定(更新)申請書(様式第 2 号)、ひとり親家庭等医療費受給資格認定(更新)申請書(様式第 3 号)又は乳幼児等医療費受給資格認定(更新)申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 重度心身障がい者の医療費の助成を受けようとする者にあつては、条例第 2 条第 1 号アに規定する身体障害者手帳又は同号イに規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同号ウに規定する精神障害者保健福祉手帳

(2) ひとり親家庭等の母又は父と児童の医療費の助成を受けようとする者にあつては、条例第 2 条第 2 号に規定する事実を明らかにすることができる書類

(3) 条例第 3 条第 3 項第 4 号から第 6 号までに規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(4) 第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号に規定する者(その属する世帯全員が市町村民税非課税者に限る。)にあつては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 市長は、第 2 項の規定にかかわらず、必要と認められるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給者の決定)

第 4 条の 2 市長は、条例第 4 条により受給者であることを決定したときは、医療費受給資格認定通知書(様式第 5 号)により、受給者であることを承認しないことを決定したときは、医療費受給資格不認定通知書(様式第 6 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第 5 条 前条の規定により市長が認定した者に対し、重度心身障がい者医療費受給者証(様式第 8 号)、ひとり親家庭等医療費受給者証(様式第 9 号)又は乳幼児等医療費受給者証(様式第 10 号)を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、申請によって毎年更新するものとし、その更新する期間は、7 月 1 日から同月 31 日までとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、更新に必要な要件が、公簿によって確認することができるときは、申請に代えて職権で受給者証の更新をすることができる。

4 第1項の受給者証を毀損又は亡失したときは、医療費受給者証再交付申請書(様式第11号)により速やかに市長に申請しなければならない。

(受給者証の提出)

第6条 受給者が医療を受けるときは、医療取扱機関に受給者証を提出しなければならない。

(助成の方法)

第7条 受給者が市長と協定した医療取扱機関において医療を受けた場合の医療費の助成については、受給者が負担すべき額を当該医療取扱機関に支払うものとする。

2 前項の規定によるほか、受給者が直接医療取扱機関に支払った場合の医療費の助成については、当該受給者に支払うものとする。

(医療費の申請)

第8条 前条第2項に規定する医療費の助成を受けようとする者は、医療費支給申請書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 受給者証

(2) 医療取扱機関の発行した領収書

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療費助成決定・却下通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第10条 受給者に支払う助成金は、医療費助成を決定した日から1か月以内に支払うものとする。

2 前項の場合において、受給者が死亡したとき又は保護者が異動したときは市長が認めた者に支払うものとする。

(付加給付の収納)

第11条 条例第5条に規定する付加給付は、受給者の加入している医療保険各法による被保険者又は組合員(以下「被保険者等」という。)から付加

給付の受領に関する委任を受けて、被保険者等の所属している保険者から収納するものとする。

- 2 前項の規定によることができない場合は、受給者から返還させるものとする。

第 12 条 削除

(届出の義務)

第 13 条 受給者又は保護者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、医療費受給者変更(喪失)届(様式第 14 号)により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 加入している医療保険を変更したとき。
- (3) 条例第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 本市から転出したとき。

- 2 受給者が死亡したときは、その同居者又は親族は前項に定める様式により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 3 受給者が、第三者の行為により生じた傷病のため医療を受けようとする場合には、その事実、当該第三者の氏名及び住所並びに被害の状況を第三者の行為による傷病届(様式第 15 号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(受給者証の返還)

第 14 条 受給者がその資格を失ったときは、受給者証を返還しなければならない。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

(美唄市老人医療費助成条例施行規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

美唄市老人医療費助成条例施行規則(昭和 46 年規則第 31 号)

美唄市乳幼児医療費助成条例施行規則(昭和 48 年規則第 29 号)

美唄市重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和 48 年規則第 30 号)

美唄市母子家庭児童医療費助成条例施行規則(昭和 48 年規則第 31 号)
(経過措置)

- 3 この規則施行前に、前項の旧規則の規定によりなされるべき受給資格の取得喪失及び助成金の支給等に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(昭和 53 年 1 月 25 日規則第 3 号)

この規則は、昭和 53 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 5 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 12 月 20 日規則第 37 号)

この規則は、昭和 54 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 2 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 9 月 9 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 31 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 26 日規則第 39 号)

この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 25 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 6 月 26 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条及び別表の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 11 年 3 月 29 日規則第 7 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 1 月 22 日規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則に定める様式で用紙として現存するものは、当分の間これを補正して使用することができるものとする。

附 則(平成 13 年 2 月 19 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 25 日規則第 27 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の次に 1 条を加える改正規定(老人医療費に係る部分に限る。)、第 4 条第 2 項第 3 号の改正規定(老人医療費に係る部分に限る。)、第 5 条第 3 項の改正規定(老人医療費に係る部分に限る。)、別表の改正規定、別表を別表第 1 とする改正規定及び別表第 1 の次に 1 表を加える改正規定(第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号ア及び同項第 2 号アに係る部分に限る。)は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の美唄市医療費助成条例施行規則に定める様式による用紙で現存するものは、当分の間これを補正して使用することができるものとする。

附 則(平成 14 年 10 月 3 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 9 月 30 日規則第 24 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の美唄市医療費助成条例施行規則に定める様式による用紙で現存するものは、当分の間これを補正して使用することができるものとする。

附 則(平成 16 年 6 月 21 日規則第 25 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定(同条第 1 項に係る部分に限る。)及び第 11 条の 2 を削る改正規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の美唄市医療費助成条例施行規則に定める様式による用紙で現存するものは、当分の間これを補正して使用することができるものとする。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 14 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 15 日規則第 22 号)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 31 日規則第 34 号)

この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日規則第 11 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 27 日規則第 33 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の美唄市医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 10 月 29 日規則第 37 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日規則第 12 号の 2)

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項第 2 号の改正規定、第 13 条第 1 項第 3 号の改正規定、様式第 2 号の改正規定(保険種別及び同意書に係る部分に限る。)及び様式第 8 号(その 2-1 及びその 2-2 に限る。)の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の美唄市医療費助成条例施行規則に定める様式による用紙で現存するものは、当分の間これを補正して使用することができるものとする。

附 則(平成 20 年 12 月 18 日規則第 21 号)

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日規則第 9 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の美唄市医療費助成条例施行規則に定める様式による用紙で現存するものは、当分の間これを補正して使用することができるものとする。

附 則(平成 23 年 5 月 26 日規則第 26 号)

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 15 日規則第 28 号)

この規則は、平成 23 年 7 月 19 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日規則第 23 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間は、この規則による改正後の別表第 1 の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

児童手当法 施行令（昭和 46 年政令第 281	児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 113 号）による改正前の児童手当法施行令（昭 和 46 年政令第 281 号。以下「旧児童手当法施行令」と
--------------------------------	--

号) 第 1 条に定める額	いう。) 第 11 条において準用する同令第 1 条に定める額 (第 11 条において読み替えた後の額)
児童手当法施行令第 2 条	旧児童手当法施行令第 11 条において準用する同令第 2 条
児童手当法施行令第 3 条	旧児童手当法施行令第 11 条において準用する同令第 3 条

附 則(平成 26 年 3 月 20 日規則第 7 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美唄市医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 7 月 8 日規則第 25 号)

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日規則第 7 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 8 月 1 日規則第 26 号の 2)

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

1 所得の額
(1) 条例第 3 条第 3 項第 4 号に規定する所得の額は、前年の所得の額(1 月から 7 月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得の額とする。以下同じ。)とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)第 8 条第 1 項において準用する同令第 2 条第 2 項に定める額とする。
(2) 条例第 3 条第 3 項第 5 号に規定する所得の額は、前年の所得の額とし、児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)第 2 条の 4 第 7 項に定める額とする。
(3) 条例第 3 条第 3 項第 6 号に規定する所得の額は、前年の所得の額とし、児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 1 条に定める額とする。
2 所得の範囲及び所得の額の計算方法
(1) 所得の範囲

ア 条例第 3 条第 3 項第 4 号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 8 条第 2 項において準用する同令第 4 条の規定によるものとする。 イ 条例第 3 条第 3 項第 5 号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法第 9 条第 2 項並びに同法施行令第 2 条の 4 第 6 項及び第 3 条第 1 項の規定によるものとする。 ウ 条例第 3 条第 3 項第 6 号に該当する場合にあつては、児童手当法施行令第 2 条の規定によるものとする。
(2) 所得の額の計算方法 ア 条例第 3 条第 3 項第 4 号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 8 条第 3 項において準用する同令第 5 条の規定によるものとする。 イ 条例第 3 条第 3 項第 5 号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法施行令第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定によるものとする。 ウ 条例第 3 条第 3 項第 6 号に該当する場合にあつては、児童手当法施行令第 3 条の規定によるものとする。

様式第 1 号 削除

様式第 2 号(第 4 条関係)

重度心身障がい者医療費受給資格認定(更新)申請書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 4 条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格認定(更新)申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 4 条関係)

乳幼児等医療費受給資格認定(更新)申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 4 条の 2 関係)

医療費受給資格認定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 4 条の 2 関係)

医療費受給資格不認定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号 削除

様式第 8 号(第 5 条関係)

重度心身障がい者医療費受給者証

その 1—1

[別紙参照]

その 1—2

[別紙参照]

その 2—1

[別紙参照]

その 2—2

[別紙参照]

様式第 9 号(第 5 条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証

その 1—1

[別紙参照]

その 1—2

[別紙参照]

様式第 10 号(第 5 条関係)

乳幼児等医療費受給者証

その 1—1

[別紙参照]

その 1—2

[別紙参照]

[別紙参照]

[別紙参照]

[別紙参照]

様式第 11 号(第 5 条関係)

医療費受給者証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 8 条関係)

医療費支給申請書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 9 条関係)

医療費助成決定・却下通知書

[別紙参照]

様式第 14 号(第 13 条関係)

医療費受給者変更(喪失)届

[別紙参照]

様式第 15 号(第 13 条関係)

第三者の行為による傷病届

[別紙参照]